

令和6年12月2日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、名古屋大橋ボクシングジム（以下「名古屋大橋ジム」という）所属ボクサーである三輪 珠輝（ライセンスNo.44760）選手を令和 6 年 11 月 30 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 名古屋大橋ジム三輪 珠輝選手は、令和 6 年 12 月 1 日の試合の前日計量において 4.0kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は三輪 珠輝選手を令和 6 年 11 月 30 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、名古屋大橋ジムのマネージャーである加藤 功一（ライセンスNo.29690）氏を戒告処分とする。

理由： 加藤 功一は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション